

目を覆いたくなる

この状況、ご存知ですか？



「不法投棄」は 大小に関係ない！

「不法投棄」と聞いて、どんなゴミを想像しますか？テレビや冷蔵庫などの家電製品、廃自動車や廃タイヤ等を思い浮かべる人が多いと思います。

しかし、このような大きいものだけが不法投棄ではありません。決められた場所以外に廃棄物を捨てる事が、全て不法投棄となります。スーパーやコンビニの袋、空き缶、タバコのポイ捨て等も、もちろん不法投棄です。

ゴミが勝手に片付いて ごみも思いつくぞめ？

不法投棄された廃棄物の処理は、廃



棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）によって、捨てた人を特定できない場合は、捨てられた土地の所有者や管理者が行つことになっていきます。見ず知らずの人が捨てた「ゴミ」を、土地の所有者がお金を出して処分しているのが現実です。

不法投棄は 5年以下の懲役又は 1,000万円以下の罰金

「自分の土地なら何でも捨てても良い。」と思っている人が多いようですが、大きな間違いです。自分の土地でも他人の土地でも、「ゴミ」を捨てる事は決して許されるものではありません。

廃棄物処理法では「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」となっていて、違反した場合には5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金又はこれらを併科（法人の場合は1億円以下の罰金）に処せられる等、厳しい罰則が設けられています。不法投棄の未遂行為も処罰の対象となり、不法投棄と同様の罰則が適用されます。

**それでもまだ、
ポイ捨てをする人が
います。**

軽い気持ちでタバコの吸殻や空き缶を道路や河川に捨てる人がいます。し

かし、考えてみましょう。もし自分の家の前に、見えている前でポイ捨てをされたら、どんな気持ちになるでしょう？「タバコは灰皿に」「ゴミは「ゴミ箱に」と言っただけの事が出来ない人がいるのです。片付ける人の事を考え、「みんな捨てているから、ばれなければ良い。」「自分が片付ける訳じゃない。」などと言っ自分勝手な考え方は絶対にやめて、きれいな町づくりをしていきましょう。

水道環境課からお願いします。

不法投棄等の現場を目撃した時は、
水道環境課（☎66-3407）に、
連絡して下さい。

気を付けて下さい 家庭ごみ・廃棄物の野焼き禁止

家庭で行う無施設焼却、地面へ穴を掘った焼却、ドラム缶焼却、ブロック詰め焼却等の「野焼き」は、焼却時の温度の管理や排ガス対策が行われていないため、大量の黒煙や臭いが発生し、有害物質を抑えることができないので近隣に対し大変な迷惑をかけることになります。また、焼却する過程で、ダイオキシンと呼ばれる科学物質（環境ホルモン）が発生すると言われていて、健康への影響が非常に心配されるため、法律で禁止されています。

野焼き禁止の例外規定

1. 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
《例》河川管理のために伐採した草木等の焼却など》
2. 震災・風水害・火災・凍結害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
《例》凍結防止のための稲わらの焼却など》
3. 風俗習慣上または宗教上の仕事を行うために必要な廃棄物の焼却
《例》どんと焼きなど地域行事における廃材等の焼却など》
4. 農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

《例》農業者が行う稲わら等や林業者が行う伐採した枝等の焼却など》
5. たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

《暖をとるためのたき火・キャンプファイヤー等を行う際の本くずの焼却など》

※近隣から苦情のでないよう気を付けてください。苦情の場合は中止してもらうこともあります。

※稲わら等の焼却でも家庭ゴミと一緒に焼却すると違反になります。

◎「野焼き」はやめて、「ゴミは分別し、決められた日に出すようにしよう。また、生ゴミ等を堆肥化するなど、「ゴミの減量化に努めよう。」

利用して下さい

- 古紙回収：年3回（無料）
 - 粗大ゴミ：年5回（50%補助）
 - 生ゴミ処理機購入費補助金：購入額の50%補助
- 環境にやさしい町づくりにご協力をお願いします